

日本ガイシグループ
グリーン調達ガイドライン

2011年2月（第1版）

日本ガイシ株式会社

環境経営統括部
資材部

目次

I. 日本ガイシグループの環境への取組み	
1. 環境基本方針	… P 3
2. グリーン調達基本方針	… P 3
II. 日本ガイシグループ グリーン調達ガイドライン	
1. 日本ガイシグループのグリーン調達の考え方	… P 4
2. 調達品ガイドライン	… P 4
3. 取引先様の環境保全活動について	… P 5
4. 適用範囲	… P 6

<添付資料>

別紙A	: 使用禁止物質リスト
別紙B	: 使用制限物質リスト
別紙C	: 含有データ提供物質リスト
補足資料	: 使用禁止物質、使用制限物質設定の狙い、目的及び、用語 環境への取組み状況調査表

I. 日本ガイシグループの環境への取組み

1. 環境基本方針

日本ガイシは1996年3月に環境基本方針を制定し、調達も含めた事業活動において以下の通り行動指針を定めて地球環境保全への積極的な貢献を目指しています。

基本理念

「より良い社会環境に資する商品を提供し、新しい価値を創造する」ことを企業理念にしている日本ガイシは、次世代の快適環境をつくる「トリプルE」(エコロジー、エレクトロニクス、エネルギー)の事業領域を通じて地球環境問題に貢献していくものとします。

行動指針

- ①環境貢献製品・低環境負荷製品の開発・設計・製造に努めます。
- ②事業活動にともない生じる環境負荷の低減に取り組みます。
デザインレビューなどにおいて事業活動にともなう環境影響を科学的に調査・評価し、
 - 1)プロセス、設備の省エネ対策を推進し、CO2発生量の抑制に取り組みます。
 - 2)省資源、リサイクルを推進し、副産物の発生抑制に取り組みます。
 - 3)化学物質の適正使用、適正管理を通して有害物質のリスク低減に努めます。
 - 4)環境に配慮した材料・部品・製品・設備を優先的に調達・購入するとともに、取引先との協力関係も強化していきます。
- ③グローバルな視点での環境管理体制を充実していくとともに、環境負荷の継続的な改善を行います。
- ④環境に関連する法律、条例、その他の要求事項を遵守するだけでなく自主基準を設定し、環境保全のレベルアップに努めます。
- ⑤環境に関する情報は適時外部に提供し、すべての利害関係者と対話を重ねます。
社会貢献活動を積極的に展開していきます。また、従業員の環境意識の向上を図るため、教育、広報活動を行います。

2. グリーン調達基本方針

環境基本方針に基づき、日本ガイシでは2000年4月に以下の通りグリーン調達基本方針を制定してグリーン調達による環境負荷低減に取り組んでいます。

グリーン調達基本方針

- 1) 原材料、部品、製造設備、副資材、オフィス用品など、すべての購入品とサービスを対象としてグリーン購入活動を実施します。
- 2) 品質、価格、納期に加えて、環境負荷の少ない商品やサービス、そして環境保全を重視している企業を優先して採用します。

II. 日本ガイシグループ グリーン調達ガイドライン

1. 日本ガイシグループのグリーン調達の考え方

日本ガイシグループではグループ全体が一丸となって環境負荷の低減に取り組んでいますが、より高い実効性を得るにはグループ内の活動だけに留まらず、取引先様と連携して、環境負荷低減に取り組んでいくことが必要と考えています。

そこで、日本ガイシグループでは品質、価格、納期に加えて、環境負荷の少ない商品やサービスを優先購入することとします。また、環境への配慮をより意識して活動している取引先様の製品やサービスを優先して採用することとします。

2. 調達品ガイドライン

1) 共通基準

次の要件を満足するものを「グリーン商品」とし、優先的に購入します。

①次のいずれかに該当するもの

- a. 従来品より長期間の使用が可能なもの
- b. 再生素材や再使用可能物品が使用されているもの
- c. リサイクルや分別廃棄が容易なもの
- d. 廃棄時の環境負荷が従来品より少ないもの
- e. 省資源、省エネルギーなど、環境保全に対する寄与が大きなもの

②次の事項についても配慮されているもの

- a. 製造過程での環境保全対策が適切であるもの
- b. 廃棄する際の処理や処分が困難でないもの
- c. 品質および安全性について、関連法規、基準、規則等に合致しているもの

2) 調達分野毎の基準

以下の分野については上記に加えてそれぞれ次の基準を満たしていることを原則とします。

<原材料・部品>

- ・日本国内においては別紙Aに定める使用禁止物質を使用していないこと。別紙Bに定める使用制限物質を使用していないこと。また、製品中に別紙Cに定める物質が閾値を超えて含有される場合は、当該製品中の含有量データを提供すること。
- ・日本国以外では当該国または地域の適用法令を遵守している原材料・部品であること。別紙Bに定める使用制限物質を使用していないこと。製品中に別紙Cに定める物質が閾値を超えて含有される場合は、当該製品中の含有量データを提供すること。

- ・また、必要に応じて「不含有保証書」や化学物質に関する詳細なデータの提出を依頼する場合がありますのでご協力をお願いします。

<一般購入品>

日本国内においては、エコマーク、グリーンマーク等の環境ラベル取得品、グリーン購入ネットワーク（GPN）の購入ガイドラインに適合していることを原則とする。
日本国以外においても、欧州の ECO Level 適合品等、環境負荷の小さい物品を優先的に購入することに努める。

3. 取引先様の環境保全活動について

取引先様の環境保全活動については ISO14000 等の環境マネジメントシステムの第三者認証取得や、自社における環境マネジメントシステムの構築に積極的に取り組んでくださいますようお願い申し上げます。取り組み状況については別途、調査表で問い合わせさせていただきますのでご協力をお願い申し上げます。また、必要に応じ、訪問調査をさせていただく場合がありますのでご了承くださいますようお願いいたします。

日本ガイシグループでは、サプライチェーン全体における環境負荷低減を推進するため、環境への取り組みが一定基準を満足する取引先様を「NGK グループ グリーン取引先」として認定する制度を導入しています。ISO14000 等の環境マネジメントシステムの第三者認証取得、または上記調査表に対するご回答に基づく点数が一定以上であることが認定の条件となります。

4. 適用範囲

当基準は日本ガイシ、および以下のグループ会社について適用する。

グループ会社の個別状況により、グループ会社が本ガイドラインをもとに、適用範囲、使用禁止物質等を定めたガイドラインを策定する場合があります。

◇日本
日本ガイシ株式会社
エナジーサポート株式会社
明知ガイシ株式会社
池袋珪瑯工業株式会社
エヌジーケイ・フィルテック株式会社
エヌジーケイ・アドレック株式会社
エヌジーケイ・キルンテック株式会社
平成セラミック株式会社
双信電機株式会社
エヌジーケイ・セラミックデバイス株式会社
エヌジーケイ・オホーツク株式会社
エヌジーケイ・メテックス株式会社
エヌジーケイ・ファインモールド株式会社
◇北米地域
ロックインシュレーターズ
NGKロックポリマーインシュレーターズ
NGKセラミックス USA
NGKメタルズ
FMインダストリーズ
NGKセラミックスメキシコ
◇欧州・アフリカ地域
NGKセラミックスポーランド
NGKセラミックスヨーロッパ
NGKベルリコフランス
NGKセラミックスサウスアフリカ
◇アジア・オセアニア地域
NGK唐山電瓷有限公司
NGK蘇州電瓷有限公司
NGK蘇州環保陶瓷有限公司
NGK蘇州精細陶瓷器具有限公司
NGKセラミックスインドネシア
サイアムNGKテクノセラ
NGKスタンガー

使用禁止物質リスト

下記の 114 種類の物質が該当します。

No	化学物質名	適用法令	含有率 規定	参考/ CAS No.*
1	O-アルキル=アルキルホスホノフルオリダート (O-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O-アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が3以下のものに限る。)	化学兵器禁止法 特定物質	規定なし	107-44-8 96-64-0
2	O-アルキル=N, N-ジアルキル=ホスホルアミドシニダート (O-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O-アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつN, N-ジアルキルのアルキル基の炭素数が3以下のものに限る。)	化学兵器禁止法 特定物質	規定なし	77-81-6
3	O-アルキル=S-2-ジアルキルアミノエチル=アルキルホスホノチオラート (O-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O-アルキルのアルキル基の炭素数が10以下であり、かつS-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が3以下のものに限る。) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類	化学兵器禁止法 特定物質	規定なし	50782-69-9
4	S-2-ジアルキルアミノエチル=ヒドロゲン=アルキルホスホノチオラート (S-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が3以下のものに限る。) 並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類	化学兵器禁止法 特定物質	規定なし	-
5	2-クロロエチルクロロメチルスルフィド	化学兵器禁止法 特定物質	規定なし	2625-76-5
6	ビス (2-クロロエチル) スルフィド	化学兵器禁止法 特定物質	規定なし	505-60-2
7	ビス (2-クロロエチルチオ) メタン	化学兵器禁止法 特定物質	規定なし	63869-13-6
8	1, 2-ビス (2-クロロエチルチオ) エタン	化学兵器禁止法 特定物質	規定なし	3563-36-8
9	1, 3-ビス (2-クロロエチルチオ) -n-プロパン	化学兵器禁止法 特定物質	規定なし	63905-10-2
10	1, 4-ビス (2-クロロエチルチオ) -n-ブタン	化学兵器禁止法 特定物質	規定なし	142868-93-7
11	1, 5-ビス (2-クロロエチルチオ) -n-ペンタン	化学兵器禁止法 特定物質	規定なし	142868-94-8
12	ビス (2-クロロエチルチオメチル) エーテル	化学兵器禁止法 特定物質	規定なし	63918-90-1
13	ビス (2-クロロエチルチオエチル) エーテル	化学兵器禁止法 特定物質	規定なし	63918-89-8
14	2-クロロビニルジクロロアルシン	化学兵器禁止法 特定物質	規定なし	541-25-3
15	ビス (2-クロロビニル) クロロアルシン	化学兵器禁止法 特定物質	規定なし	40334-69-8
16	トリス (2-クロロビニル) アルシン	化学兵器禁止法 特定物質	規定なし	40334-70-1
17	ビス (2-クロロエチル) エチルアミン	化学兵器禁止法 特定物質	規定なし	538-07-8
18	ビス (2-クロロエチル) メチルアミン	化学兵器禁止法 特定物質	規定なし	51-75-2
19	トリス (2-クロロエチル) アミン	化学兵器禁止法 特定物質	規定なし	555-77-1
20	サキシトキシシ	化学兵器禁止法 特定物質	規定なし	35523-89-8
21	リシン	化学兵器禁止法 特定物質	規定なし	9009-86-3
22	ポリ塩化ビフェニル (別名 PCB)	PCB 適正処理特別措置法 化審法第1種特定化学物質	規定なし	-
23	アルキル水銀化合物	毒劇物取締法 毒物	規定なし	-
24	黄リンマッチ	安衛法製造禁止物質	規定なし	-
25	ベンジジンおよびその塩	安衛法製造禁止物質	>1重量%	-
26	四-アミノジフェニルおよびその塩	安衛法製造禁止物質	>1重量%	-
27	四-ニトロジフェニルおよびその塩	安衛法製造禁止物質	>1重量%	-
28	ビス (クロロメチル) エーテル	安衛法製造禁止物質	>1重量%	542-88-1
29	β -ナフチルアミンおよびその塩	安衛法製造禁止物質	>1重量%	-
30	ベンゼンを含有するゴムのりで、ベンゼンの容量がゴムのりの溶剤 (希釈剤を含む) の5%を超えるもの	安衛法製造禁止物質		-
31	石綿 ※アモサイト、クロシドライト、クリソタイル、 トレモライト、アクチノライト、 アンソフィライト	安衛法製造禁止物質	>0.1重量% (6種合計重量%)	-
32	トリクロロフルオロメタン (別名CFC-11)	オゾン層保護法 A-I	規定なし	75-69-4
33	ジクロロジフルオロメタン** (別名CFC-12)	オゾン層保護法 A-I	規定なし	75-71-8

No	化学物質名	適用法令	含有率 規定	参考/ CAS No. *
34	トリクロロトリフルオロエタン (別名CFC-113)	オゾン層保護法 A-I	規定なし	-
35	ジクロロテトラフルオロエタン (別名CFC-114)	オゾン層保護法 A-I	規定なし	-
36	クロロペンタフルオロエタン (別名CFC-115)	オゾン層保護法 A-I	規定なし	76-15-3
37	ポリ塩化ナフタレン (別名PCN) 塩素数3以上のものに限る)	化審法第1種特定化学物質	規定なし	-
38	ヘキサクロロベンゼン	化審法第1種特定化学物質	規定なし	118-74-1
39	アルドリン	化審法第1種特定化学物質	規定なし	309-00-2
40	ディルドリン	化審法第1種特定化学物質	規定なし	60-57-1
41	エンドリン	化審法第1種特定化学物質	規定なし	72-20-8
42	DDT	化審法第1種特定化学物質	規定なし	50-29-3
43	クロルデンまたはヘプタクロル	化審法第1種特定化学物質	規定なし	-
44	ビストリブチルスズオキシド	化審法第1種特定化学物質	規定なし	56-35-9
45	N, N' -ジトリル-p-フェニレンジアミン, N-トリル-N' -キシリル-p-フェニレンジアミンまたは N, N' -ジキシリル-p-フェニレンジアミン	化審法第1種特定化学物質	規定なし	-
46	2, 4, 6-トリ-ターシャリーブチルフェノール	化審法第1種特定化学物質	規定なし	732-26-3
47	トキサフェン	化審法第1種特定化学物質	規定なし	8001-35-2
48	マイレックス	化審法第1種特定化学物質	規定なし	2385-85-5
49	ケルセン又はジコホル	化審法第1種特定化学物質	規定なし	115-32-3
50	ヘキサクロロブタ-1, 3-ジエン	化審法第1種特定化学物質	規定なし	87-68-3
51	2- (2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	化審法第1種特定化学物質	規定なし	3846-71-7
52	PFOS 又はその塩	化審法第1種特定化学物質	規定なし	-
53	PFOSF	化審法第1種特定化学物質	規定なし	307-35-7
54	ペンタクロロベンゼン	化審法第1種特定化学物質	規定なし	608-93-5
55	α-ヘキサクロロシクロヘキサン	化審法第1種特定化学物質	規定なし	319-84-6
56	β-ヘキサクロロシクロヘキサン	化審法第1種特定化学物質	規定なし	319-85-7
57	γ-ヘキサクロロシクロヘキサン又はリンデン	化審法第1種特定化学物質	規定なし	58-89-9
58	クロルデコン	化審法第1種特定化学物質	規定なし	143-50-0
59	ヘキサブromoビフェニル	化審法第1種特定化学物質	規定なし	-
60	テトラブromoジフェニルエーテル	化審法第1種特定化学物質	規定なし	-
61	ペンタブromoジフェニルエーテル	化審法第1種特定化学物質	規定なし	-
62	ヘキサブromoジフェニルエーテル	化審法第1種特定化学物質	規定なし	-
63	ヘプタブromoジフェニルエーテル	化審法第1種特定化学物質	規定なし	-
64	ブromokロロジフルオロメタン*** (別名ハロン-1211)	オゾン層保護法 A-II	規定なし	353-59-3
65	ブromotリフルオロメタン*** (別名ハロン-1301)	オゾン層保護法 A-II	規定なし	75-63-8
66	ジブromotetraフルオロエタン*** (別名ハロン-2402)	オゾン層保護法 A-II	規定なし	-
67	クロロトリフルオロメタン (別名CFC-13)	オゾン層保護法 B-I	規定なし	75-72-9
68	ペンタクロロフルオロエタン (別名CFC-111)	オゾン層保護法 B-I	規定なし	354-56-3
69	テトラクロロジフルオロエタン (別名CFC-112)	オゾン層保護法 B-I	規定なし	-
70	ヘプタクロロフルオロプロパン (別名CFC-211)	オゾン層保護法 B-I	規定なし	-
71	ヘキサクロロジフルオロプロパン (別名CFC-212)	オゾン層保護法 B-I	規定なし	-
72	ペンタクロロトリフルオロプロパン (別名CFC-213)	オゾン層保護法 B-I	規定なし	-
73	テトラクロロテトラフルオロプロパン (別名CFC-214)	オゾン層保護法 B-I	規定なし	-
74	トリクロロペンタフルオロプロパン (別名CFC-215)	オゾン層保護法 B-I	規定なし	-
75	ジクロロヘキサフルオロプロパン (別名CFC-216)	オゾン層保護法 B-I	規定なし	-
76	クロロヘプタフルオロプロパン (別名CFC-217)	オゾン層保護法 B-I	規定なし	-
77	四塩化炭素	オゾン層保護法 B-II	規定なし	56-23-5
78	1, 1, 1-トリクロロエタン	オゾン層保護法 B-III	規定なし	71-55-6
79	ジブromofフルオロメタン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	1868-53-7
80	ブromojフルオロメタン (別名HBF C-22B1)	オゾン層保護法 C-II	規定なし	1511-62-2
81	ブromofフルオロメタン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	373-52-4
82	テトラブromomフルオロエタン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	306-80-9
83	トリブromojフルオロエタン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	-
84	ジブromotリフルオロエタン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	354-04-1
85	ブromotetraフルオロエタン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	-

No	化学物質名	適用法令	含有率 規定	参考/ CAS No. *
86	トリブロモフルオロエタン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	-
87	ジブロモジフルオロエタン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	-
88	ブロモトリフルオロエタン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	421-06-7
89	ジブロモフルオロエタン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	358-97-4
90	ブロモジフルオロエタン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	-
91	ブロモフルオロエタン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	762-49-2
92	ヘキサブロモフルオロプロパン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	-
93	ペンタブロモジフルオロプロパン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	-
94	テトラブロモトリフルオロプロパン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	-
95	トリブロモテトラフルオロプロパン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	-
96	ジブロモペンタフルオロプロパン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	-
97	ブロモヘキサフルオロプロパン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	2252-79-1
98	ペンタブロモフルオロプロパン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	-
99	テトラブロモジフルオロプロパン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	-
100	トリブロモトリフルオロプロパン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	-
101	ジブロモテトラフルオロプロパン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	-
102	ブロモペンタフルオロプロパン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	-
103	テトラブロモフルオロプロパン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	148875-95-0
104	トリブロモジフルオロプロパン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	70192-80-2
105	ジブロモトリフルオロプロパン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	-
106	ブロモテトラフルオロプロパン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	-
107	トリブロモフルオロプロパン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	75372-14-4
108	ジブロモジフルオロプロパン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	460-25-3
109	ブロモトリフルオロプロパン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	-
110	ジブロモフルオロプロパン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	51584-26-0
111	ブロモジフルオロプロパン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	-
112	ブロモフルオロプロパン	オゾン層保護法 C-II	規定なし	352-91-0
113	ブロモクロロメタン	オゾン層保護法 C-III	規定なし	74-97-5
114	臭化メチル	オゾン層保護法 E-I	規定なし	74-83-9

*本リストでは、使用禁止物質は化学物質名で規定する。記載されていないCAS No. でも該当する場合があるため、CAS No. は参考として記載している。 **既設の冷媒設備での使用を除く。 ***消防用途のハロンを除く。

使用制限物質リスト

欧州 RoHS 指令で規制する下記の 6 物質が、対象範囲において最大許容濃度を超える場合が該当します。最大許容濃度は製品の均質物質（注 2）中の含有率とします。

本制限の適用除外品は別表で示す通りです。

対象物質	対象範囲	最大許容濃度（注 2）
カドミウムおよびその化合物	自動車部品および、 （注 1）に該当する用途、仕様の電気、電子機器の原材料・部品として当社が使用する場合	カドミウム含有率 100ppm
六価クロムおよびその化合物		六価値クロム含有率 1000ppm
鉛およびその化合物		鉛含有率 1000ppm
水銀およびその化合物		水銀含有率 1000ppm
PBB(ポリブロム化フェニルエーテル類)		PBB 含有率 1000ppm
PBDE(ポリブロム化フェニルエーテル類)		PBDE 含有率 1000ppm

（注 1） 下記 1～8 に該当しかつ AC1000V 以下か DC1500V 以下定格電圧用に設計されたもの。

- 1 大型家庭用電気製品：冷蔵庫・洗濯機・電子レンジ・エアコン等
- 2 小型家庭用電気製品：電気掃除機・アイロン・ヘアドライヤー等
- 3 IT 及び遠隔通信機器：メインフレーム・ミニコン・パソコン・プリンター・携帯電話等
- 4 民生用機器：ラジオ・テレビ・ビデオ・オーディオアンプ・楽器等
- 5 照明装置：蛍光灯・高輝度放電灯・低圧ナトリウムランプ等。
- 6 電動工具：穴あけ・研削、研磨等の機械加工工具(大型の固定式産業用工具を除く)・芝刈機等
- 7 玩具：電車/カーレーシングセット・ゲーム機等
- 8 自動販売機：ホットドリンク販売機、瓶/缶用自動販売機等

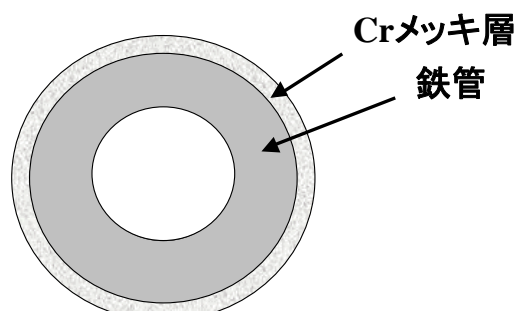
（注 2） 均質物質

均質物質とは、どの部分をとってもおなじ組成からなり、切断、研磨、粉碎、脱はんだ化などの機械的な手段によって分離出来ない単位をさします。含有率は、この均質物質において規定されています。従って製品における含有率は、製品を構成するすべての均質物質に対して考慮する必要があります。

例)

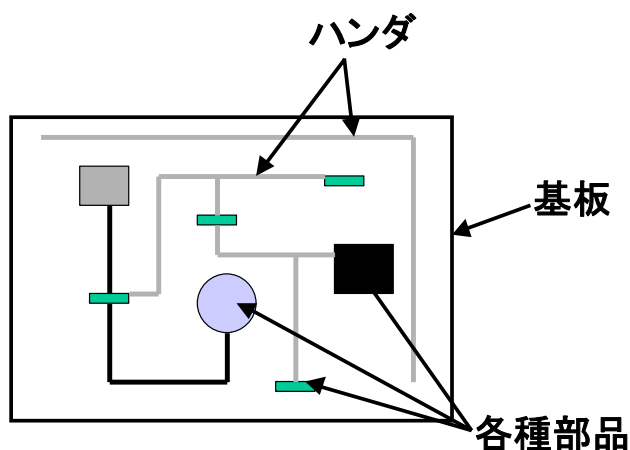
- ・鉄管に Cr メッキを施した製品

→鉄管、メッキ層がそれぞれ均質物質。したがって製品における Cr(+6)の含有率に関しては、鉄管、メッキ層それぞれにおける含有率を考慮する必要があります。

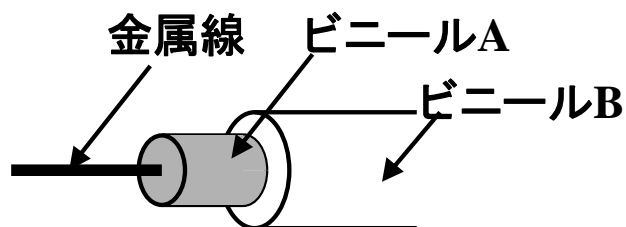


- ・鉛を含むハンダ(同一組成)が用いられている回路基板製品(ハンダ以外は鉛フリー)

→ハンダ部分全体が均質物質。したがって製品における Pb の含有率に関しては、ハンダ部分における Pb の含有率を考慮する必要があります。



- ・金属線の周囲が2種のビニールで被覆されたケーブル
 →金属線、2種類のビニールそれぞれが均質物質。従って6物質の含有率に関してはそれぞれの均質物質ごとに考慮する必要があります。



別表

カドミウム	
8	危険物質および調剤の上市と使用の制限に関する指令 76/769/EEC の改正指令 91/338/EEC に基づき禁止された用途を除く電気接点中のカドミウムおよびその化合物とカドミウム表面処理
13	光学・フィルターガラス中の鉛とカドミウム
21	ホウケイ酸ガラス用の印刷インク中の鉛とカドミウム
30	100dB以上の音声出力のハイパワーラウドスピーカーに使用されるトランスデューサー中のヴォイスコイルに直接電氣的に設置されるコンデューサーをジョイントするための電氣的/機械的はんだとしてのカドミウム合金
38	酸化ベリリウムと結合したアルミニウム上の厚膜ペーストに含有のカドミウムおよび酸化カドミウム
六価クロム	
9	吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システムの防錆用としての六価クロム
鉛	
5	陰極線管、電子部品および蛍光管のガラスの中に含まれる鉛
6	合金成分として、鋼材に含まれる0.35wt%までの鉛、アルミ材に含まれる0.4wt%までの鉛、および銅合金の4wt%までの鉛
7	—高融点はんだに含まれる鉛（すなわち鉛含有率が85%を超える錫/鉛はんだ合金） —サーバー、ストレージおよびストレージ・アレイ・システム、スイッチ/信号/電送用ネットワーク・インフラストラクチャー装置および通信管理ネットワークに使われるはんだに含まれる鉛 —電子セラミック部品に含まれる鉛（例、圧電素子）

別表（つづき）

鉛	
9b	鉛青銅ベアリングシェル及びブッシュ中の鉛
11	コンプライアントピンコネクタシステム中の鉛
12	熱伝導モジュールCリングのコーティング材に使われる鉛
13	光学・フィルターガラス中の鉛とカドミウム
14	マイクロプロセッサのピンとパッケージの結合用で2種以上の成分を含有するはんだ中の鉛で、鉛含有量が80%以上85%以下のもの
15	IC集積回路（フリップチップ）パッケージ内の半導体ダイとキャリアの電気結合用に使われるはんだ中の鉛
16	ケイ酸塩がコーティングされたバルブを有する直線状白熱電球の鉛
17	プロフェッショナル向け複写用途に使用される高輝度放電（HIDランプ中の放射媒体としてのハロゲン化合物
18	BSP（BaSi205:Pb）などの蛍光体を含む日焼け用ランプとして、およびSMS（（Sr, Ba）2MgSi207:Pb）などの蛍光体を含む、ジアゾ印刷複写、リソグラフィ、捕虫器、光化学、硬化処理用の専用ランプとして使用される放電ランプの蛍光体粉の賦活剤としての鉛（重量比1%以下の鉛）
19	非常にコンパクトな省エネルギーランプ（ESL）の中にある主要合金としての特定化学組成中の鉛・ビズマス・スズー水銀・鉛・インジウム・スズー水銀または補助合金としての鉛・スズー水銀を伴う鉛
20	液晶ディスプレイ（LCD）に使用されるフラット蛍光ランプの接着前面部と後部基板に使用されるガラス中の酸化塩
21	ホウケイ酸ガラス用の印刷インクの鉛とカドミウム
23	0.65mm以下のピッチのNiFeリードフレームのコネクター以外のファインピッチ部品の最終処理中の鉛、および、0.65mm以下のピッチのCuリードフレームのコネクター以外のファインピッチ部品の最終処理中の鉛
24	セラミック多層コンデンサの円形で平面配置の機械加工のスルーホールのはんだ付けのためのはんだ中の鉛
25	構造素子に用いられる、特に前面および裏面ガラス誘電体層、バス電極、アドレス電極、バリアーリブ、シールフリットおよびフリットリング中の、およびプリントペースト中の、プラズマディスプレイ（PDP）および表面電界ディスプレイ（SED）中の酸化鉛
26	ブラックライトブルー（BLB）ランプのガラス筐体中の酸化鉛
29	理事会指令69/493/EECの附属書I（カテゴリー1、2、3および4）定義されたクリスタルガラス中の酸化鉛（Lead bound）
31	水銀フリーの直管蛍光灯中の溶接材に含まれる鉛（液晶ディスプレイや設計または産業用照明に使用されている。）
32	アルゴンおよびクリプトン管のウィンドウアッセンブリを形成するシールフリット中の酸化鉛
33	電源トランスに使われる直径が100マイクロメートル以下の細い銅線を再はんだする際のはんだに含有の鉛
34	トリマポテンショメータのエレメントに使うサーメット電極に含有の鉛
37	ホウ酸亜鉛ガラス基板上的高電圧ダイオードへのめっき部分の鉛
水銀	
1	ランプ1本当たり5mgを超えない範囲の小型蛍光灯に含まれる水銀、
2	一般目的用の直管蛍光灯に含まれる以下のものを超えない水銀
	－ハロゲン化リン酸塩の場合 10mg
	－通常耐久性蛍光灯中の三リン酸塩の場合 5mg
3	特別な目的用の直管蛍光灯に含まれる水銀
4	EU RoHS指令の付属書に特に定められていないその他のランプに含まれる水銀

含有量データ提供物質リスト

REACH 規則における届出対象物質

	物質名	EC番号	CAS番号例	閾値
1	2,4-Dinitrotoluene 2,4-ジニトロトルエン	204-450-0	121-14-2	0.1wt%
2	4,4'-Diaminodiphenylmethane (MDA) 4,4'-ジアミノジフェニルメタン	202-974-4	101-77-9	0.1wt%
3	5-tert-butyl-2,4,6-trinitro-m-xylene 5-tert-ブチル-2,4,6-トリニトロ-m-キシレン(ムスクキシレン)	201-329-4	81-15-2	0.1wt%
4	Acrylamide アクリルアミド	201-173-7	79-06-1	0.1wt%
5	Alkanes C10-C13 chloro (short chain chlorinated paraffins, SCCP)	287-476-5	85535-84-8	0.1wt%
6	Aluminosilicate, refractory ceramic fibres アルミノシリケート、耐火性セラミック繊維	—	—	0.1wt%
7	Ammonium dichromate ニクロム酸アンモニウム	232-143-1	7789-09-5	0.1wt%
8	Anthracene アントラセン	204-371-1	120-12-7	0.1wt%
9	Anthracene oil アントラセンオイル	292-602-7	90640-80-5	0.1wt%
10	Anthracene oil, anthracene paste アントラセンオイル、ペースト	292-603-2	90640-81-6	0.1wt%
11	Anthracene oil, anthracene paste, anthracene fraction アントラセンオイル、ペースト、留分	295-275-9	91995-15-2	0.1wt%
12	Anthracene oil, anthracene paste, distillation lights アントラセンオイル、ペースト、軽質留分	295-278-5	91995-17-4	0.1wt%
13	Anthracene oil, anthracene-low アントラセンオイル	292-604-8	90640-82-7	0.1wt%
14	Benzylbutylphthalate (BBP) フタル酸ベンジルブチル	201-622-7	85-68-7	0.1wt%
15	Bis(2-ethylhexyl)phthalate (DEHP) フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	204-211-0	117-81-7	0.1wt%
16	Bis(tributyltin) Oxide (TBTO) ビス(トリブチルスズ)オキシド	200-268-0	56-35-9	0.1wt%
17	Boric acid ホウ酸	233-139-2 234-343-4	10043-35-3 11113-50-1	0.1wt%
18	Cobalt dichloride 二塩化コバルト	231-589-4	7646-79-9	0.1wt%
19	Diarsenic pentaoxide 五酸化ニヒ素	215-116-9	1303-28-2	0.1wt%
20	Diarsenic trioxide 三酸化ニヒ素	215-481-4	1327-53-3	0.1wt%
21	Dibutyl phthalate (DBP) フタル酸ジブチル	201-557-4	84-74-2	0.1wt%
22	Diisobutyl phthalate (DIBP) ジイソブチルフタレート	201-553-2	84-69-5	0.1wt%
23	Disodium tetraborate, anhydrous ホウ砂	215-540-4	1303-96-4 1330-43-4	0.1wt%
24	Hexabromocyclododecane (HBCDD) and all major diastereoisomers identified	247-148-4 221-695-9	25637-99-4 3194-55-6他	0.1wt%
25	Lead chromate クロム酸鉛	231-846-0	7758-97-6	0.1wt%
26	Lead chromate molybdate sulphate red (C. I. Pigment Red 104)	235-759-9	12656-85-8	0.1wt%
27	Lead hydrogen arsenate ヒ酸鉛	232-064-2	7784-40-9	0.1wt%
28	Lead sulfochromate yellow (C. I. Pigment Yellow 34)	215-693-7	1344-37-2	0.1wt%
29	Pitch, coaltar, high temperature コールターピッチ(高温)	266-028-2	—	0.1wt%
30	Potassium chromate クロム酸カリウム	232-140-5	7789-00-6	0.1wt%
31	Potassium dichromate ニクロム酸二カリウム	231-906-6	7778-50-9	0.1wt%
32	Sodium chromate クロム酸ナトリウム	231-889-5	7775-11-3	0.1wt%
33	Sodium dichromate ニクロム酸ナトリウム	234-190-3	7789-12-0 10588-01-9	0.1wt%
34	Tetraboron disodium heptaoxide, hydrate 四ホウ酸二ナトリウム	235-541-3	12267-73-1	0.1wt%
35	Trichloroethylene トリクロロエチレン	201-167-4	79-01-6	0.1wt%
36	Triethyl arsenate ヒ酸トリエチル	427-700-2	15606-95-8	0.1wt%
37	Tris(2-chloroethyl)phosphate トリス(2-クロロエチル)ホスフェート	204-118-5	115-96-8	0.1wt%
38	Zirconia aluminosilicate, refractory Ceramic Fibres ジルコニアアルミノシリケート、耐火性セラミック繊維	—	—	0.1wt%

使用禁止物質、使用制限物質設定の狙い、目的及び、用語

1. 使用禁止物質、使用制限物質設定の狙い、目的

これらの物質が人体に摂取されると、著しい健康被害を及ぼすか、あるいは環境中に排出されると生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあります。したがってこれらを含む調達品(原材料、部品)の購入を規制、制限することにより、当社で製造する製品への含有を防止してこれらの影響を防ぐと共に製造時における作業者の健康を確保することにあります。

2. 用語の定義

・使用禁止物質

全ての調達品(原材料、部品)において含有を禁止する物質。法的規制により、製造が禁止されているか、実質的に使用が禁止、制限されているか、または有害性が極めて高い物質で、下記の物質等が該当します。

- ①化学兵器の禁止法および特定物質の規制等に関する法律(化学兵器禁止法)における特定物質
- ②労働安全衛生法(安衛法)の製造禁止物質
- ③特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(オゾン層保護法)で現在製造が禁止されている物質
- ④化学物質の審査および製造等の規制に関する法律(化審法)の第一種特定化学物質

・使用制限物質

特定の用途に使用される調達品(原材料、部品)において含有を禁止する物質。国内法では規制がないが、海外や国内の動向を考慮して設定しています。EU指令のなかでRoHS、ELV指令で含有が禁止されている、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、およびその化合物、PBB(ポリブロモビフェニル類)、PBDE(ポリブロモジフェニルエーテル類)が該当します。

特定以外の用途に対しては、現在のところ購入を制限していませんが、今後国内法の成立、業界の動向によっては、用途制限が拡大したり、新たな制約が付加される可能性があります。従って、特定以外の用途においても、使用および調達品への含有をなくす、または減らすことが好ましい物質です。

・含有

調達品に意図的に添加されることにより含まれる場合および意図的に添加されていないが、法的規制およびそれに準じた規制の閾値がある場合で、その含有率が閾値を越える場合をいいます。

『環境への取組み状況調査表』(製造業)

作成者:日本ガイシ㈱

会社名	
従業員数	名
記入者	部署
	役職
	氏名
	TEL
	e-mail アドレス

ご回答 :直接ご記入下さい
 ご回答 :評価欄の該当項目に
 ○をご記入下さい

1. 第三者認証について

区分	評価項目	評価	
		はい	いいえ
環境マネジメントシステム	ISO14001を認証取得している	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	認証番号: <input type="text"/> 認証年月: 年 月	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	その他の環境関連第三者認証を取得している	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	第三者認証名称: <input type="text"/> 認証番号: <input type="text"/> 認証年月: 年 月	<input type="text"/>	<input type="text"/>

2. 環境に対する取組み状況について

上記1において、環境マネジメントシステムを取得している場合は、以下の評価は不要です。

本アンケートに基づき、実施状況を調査させていただく場合があります。

【評価欄への記入】 1:はい、 2:計画中(6ヶ月以内に実施予定)、 3:いいえ で評価ください。

区分	評価項目	評価		
		1	2	3
環境方針	・環境保全に関する方針があり、継続的改善や法規制順守を明記している。	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
組織・計画・実施	・環境保全を推進するための組織・責任者が明確である。	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	・環境保全に関する目標がある。	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	・投入原料、水、エネルギー(電気、ガス、重油など)の削減に取り組んでいる。	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	・廃棄物は法に沿って適正に処理され、かつ発生量削減に取り組んでいる。	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	・化学物質の使用量、排出量の削減に取り組んでいる。	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
・上記環境保全目標達成のための具体的計画がある。	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
法順守	・法規制に関する問題や違反はない。	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
教育	・従業員に法順守を含む環境に関する教育や啓蒙を行っている。	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
環境に配慮した物品購入	・環境負荷の少ない物品の購入に努めている。 (例えば、環境負荷の少ないマークのある商品を優先的に購入している)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
包装	・梱包材の再使用、再生材料の使用、簡易包装推進など環境に配慮した包装に取り組んでいる。	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
物流	・環境負荷低減(省資源、省エネ、低公害)を意識した輸送を行い、効率化に取り組んでいる。	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
苦情対応	・住民等からの苦情等への対応手順がある。	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
その他	・工場周辺や地域の清掃活動などへ参加している。	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

※この文書に記載いただきました貴社の「個人情報」は、グリーン調達関連業務以外には使用いたしません。

『環境への取組み状況調査表』(製造業以外)

作成者:日本ガイシ㈱

食社名	
従業員数	名
記入者	部署
	役職
	氏名
	TEL
	e-mail アドレス

ご回答 :直接ご記入下さい
 ご回答 :評価欄の該当項目に
 ○をご記入下さい

1. 第三者認証について

区分	評価項目	評価	
		はい	いいえ
環境マネジメントシステム	ISO14001を認証取得している	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	認証番号: _____ 認証年月: 年 月	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	その他の環境関連第三者認証を取得している	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	第三者認証名称: _____ 認証番号: _____ 認証年月: 年 月	<input type="text"/>	<input type="text"/>

2. 環境に対する取組み状況について

上記1において、環境マネジメントシステムを取得している場合は、以下の評価は不要です。

本アンケートに基づき、実施状況を調査させていただく場合があります。

【評価欄への記入】 1:はい、 2:計画中(6ヶ月以内に実施予定)、 3:いいえ で評価ください。

区分	評価項目	評価		
		1	2	3
方針、組織	・環境問題に対する方針があり、組織として廃棄物削減、省エネなどに取り組んでいる。	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	・自社に関する環境関係の法規制を把握し、順守している。	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	・従業員に対し、環境問題に対する自社の取り組みについて教育、周知・徹底を図っている。	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
環境に配慮した物品購入	・環境負荷の少ない物品の購入に努めるなどの方針がある	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	・その方針を従業員に周知している	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	・環境に配慮した製品の購入基準がある(品目の規定など)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
包装・物流	・環境に配慮した包装、物流に取り組んでいる。	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
その他	・事務所(事業所)周辺や地域の清掃活動などへ参加している	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

※この文書に記載いただきました食社の「個人情報」は、グリーン調達関連業務以外には使用いたしません。

日本ガイシ株式会社

〒467-8530 名古屋市瑞穂区須田町 2 番 56 号

環境経営統括部・資材部

<http://www.ngk.co.jp>